

論文の内容の要旨及び論文審査の結果の要旨の公表

学位規則第 8 条に基づき、論文の内容の要旨及び論文審査の結果の要旨を公表する。

○氏名	李 泰憲 (り てほん)
○学位の種類	博士 (政策科学)
○授与番号	甲 第 946 号
○授与年月日	2014 年 3 月 31 日
○学位授与の要件	本学学位規程第 18 条第 1 項 学位規則第 4 条第 1 項
○学位論文の題名	工業系用途地域における土地利用の規制と変容に関する研究
○審査委員	(主査) 吉田 友彦 (立命館大学政策科学部教授) 小杉 隆信 (立命館大学政策科学部教授) 式 王美子 (立命館大学政策科学部准教授)

<論文の内容の要旨>

I. 本研究のねらいと全体の概要

韓国は日本の産業化過程を発展モデルにして製造業による生産と輸出中心の産業政策を実施し、工業団地開発や都市計画方法論も日本モデルを採用してきた。製造業集積地域の本格的な空洞化は急激な円高とともに日本ではプラザ合意以降 1980 年代後半から始まったが、韓国ではその約 20 年後の 2000 年代から始まり、なお加速化している状況であると言われる。日本においては、工業立地と歩調を合わせて戦前戦後に大規模な都市化を経験してきた。戦前を含めて戦後の比較的早い段階で工業立地の進んだ地域は、都心の外側一帯かつ郊外の内側一帯のドーナツ状の地域、すなわちインナーエリアに位置し、1970 年代以降、地価の上昇、高速交通網の発達や資源確保の多様化を背景としつつ、工場転出の引き起こすさまざまな問題がこのようなエリア特有の「インナーシティ問題」として 1980 年前後から認知されるようになった。すなわち、既に起きていたインナーシティ問題に、円高による産業空洞化が拍車をかける工業の移転が加速し、地域変容が進展した。

一方韓国では、歴史的経緯もあって戦前の日本の都市計画制度を踏襲している面があり、日本と土地区画整理事業のようにほぼ同じ制度がいまも存在していることが知られる。用途地域制においては、住居・商業・工業という基本的な分類が同じで、日本では 12 地域、韓国では 13 地域に区分けされている。したがって、日本と韓国の工業系土地利用変容の事例を比較分析することで、類似の産業政策に基づく、類似の都市計画制度の効果について、両国における産業化の時間軸の違いを踏まえながら立体的に考察することができると考えられる。

本研究は、日本と韓国の大都市における製造業集積地を対象として、都市計画上の地域地

区制の規制によって土地利用コントロールが行われてきた工業系地域の土地利用変容に関する調査・分析を行うことによって、意図された変容が起きているのかどうかを検討するとともに、意図された変容が起きていない場合の問題点を実証的に解明しつつ、その要因を考察し、もって両国における今後の都市計画上の課題を展望することを目的としている。

本研究の構成は、都市の変容を実証的に解明する作業を基礎としつつ、都市計画による土地利用規制の合目的性を検証すること、すなわち規制と変容の2点を論旨展開の枠組みとしている。本論では、規制を緩めることや規制を敢えて外すという緩和効果も「規制」という用語に組み込んで考えることとしており、狭義の規制と緩和の双方を包含する広義の用語として「規制」を用いている。

研究における実証作業の日本側の事例としては、準工業地域内および住居系地域にかけられた1974年施行の西陣特別工業地区に焦点をあてるため、京都市西陣地域を取り上げている。特別工業地区は都市計画法第9条で「用途地域内の一定の地区における当該地区の特性にふさわしい土地利用の増進、環境の保護等の特別の目的の実現を図るため」の地区とされた特別用途地区の1つと位置付けられており、その狭義の規制や緩和の内容については建築基準法第49条にもとづいて各自治体で条例化できるものとされている。具体的には、既存の用途地域制をベースに業種、業態、作業場面積、原動機の出力等によって制限を強化したり、緩和したりするもので、地域の特性に合わせた用途制限が可能になるものとされている。

韓国の事例としては、既に人口減少が始まっている釜山広域市において、脱工業化の傾向が著しい沙上区内の工業系用途地域を対象としている。釜山広域市の総人口も既に減少し始めているが、沙上区においても1995年から人口減少が始まりつつあり、1999年以降一時的に増加に転じたものの、2000年から再び減少へと転じ、ピーク時2000年の約30万人から2010年には約26万人にまで減少している。こうした人口的な背景を見ながら、用途地域の指定見直しとして、1996年、2000年、2007年にかけて3回にわたり、工業系から住居系への大きな指定変更が行われている。

都市の土地利用変容が経済現象を反映した市場の動向であると考えれば、規制はそれを制御するための1つの政策ツールである。類似の社会背景を有しながらも若干の時代差を抱える両国の大都市を事例としつつ、産業空洞化過程を土地利用変容から実証的に明らかにすることにより、規制という政策ツールがどのように機能し得たのかを問うという観点から、これらの事例は選定されている。すなわち、規制と変容の関係性という政策科学上の一般命題に取り組むため、工業系用途地域における土地利用に絞り込んだ研究構成となっている。

II. 各章の概要

第1章では序論として、上述のような研究の背景、目的、研究の意義と期待される成果等について言及している。とりわけ、研究方法としては地理情報システム（GIS）にて視覚

化し得るデータの収集とデータベースの構築の方法について述べている。

第 2 章では、製造業集積地における用途混在に注目して、土地利用変容の特徴を考察した。脱産業社会において工業系土地利用が減少し、住居用・商業用が増加し用途混在が生じることを、都市計画学分野におけるいくつかの先行研究から考察し、用途混在に関する先行研究の中にある異なる 2 つの考え方を整理した。その 2 つの論点は、工業系地域における住居系土地利用の増加による相対的な用途混在が地域発展を阻害する要因であると考えるか、阻害しない（むしろ積極的に混在は必要である）と考えるかに分かれる。前者は、工業系地域を活性化するためには、用途純化が必要であるという考え方で、特別用途地区などから土地利用規制を強化し工業系土地利用を保護・奨励しなければならないと主張している。後者は、工業系地域を活性化するためには、工業から住居系土地利用への変容と共存を容易にするための政策がむしろ必要であるという考え方で、用途混在状態を許容する準工業地域の指定そのものが問題であるというよりは、環境阻害要因の排除と合わせた共存の容認が重要になると主張するものである。著者はこれらの先行研究の流れの中にあって本研究を後者の立場に位置付けている。用途混在状態が問題となるというよりは、いわば望ましい混在とは何かということについて、どのような制度で誘導していくことができるのか、という点に問題意識を絞り込んでいる。

第 3 章では、日本伝統織物の製造業集積地である京都市の西陣地域を対象として、織物産業の衰退による土地利用変容と地域地区制度の課題について検討した。そのためにまず、ゼンリン社の住宅地図を過去から最新のものを収集し、1975 年から 2010 年までの土地・建築物の利用変容を分析することを試み、その結果から西陣織業集積地の土地利用のネガティブな変容とその影響を考察した。この際、「西陣特別工業地区」の指定の 1974 年直後と 2010 年現在の土地利用変容を比較し、この特別工業地区制度の影響の有無に関する予備検討を行った。西陣特別工業地区の指定により保護されてきた西陣織業が、和装産業の衰退、競争力の低下、丹後地域への移転に伴う大規模工場化などにより、西陣地域内においては、①西陣織業の衰退、②地区の空洞化、③従業者の高齢化といった 3 点が同時進行するという背景があると考察した。また、特化係数を用いて織業の地域的集積変化を分析し、西陣織業の衰退と西陣地域の空洞化の主な原因が、経済的变化と生活様式の変化による和装需要の減少よりも、むしろ、大手の織元が自社のリスクを回避するために行ってきた出機（でばた：地区外での下請生産のこと）であることを見出した。つまり、今の西陣地域内部の織産業を支えながら西陣の織屋建長屋を維持し地域の特徴的構造を支えているのは小規模で内機を運営する零細企業である。零細企業を支えることが西陣地域の特徴的な地域構造をも支えることになる。最後に、1990 年の住宅地図建物データを比較基準として、2010 年の土地利用がどのように変容したのかについて、GIS データベースを作成して検討した。1990 年と 2010 年という 2 時点が選定されたのは、住宅地図の精度がほぼ一致して比較が可能であると判断されたことと、1990 年の西陣織出荷額が最も高い値を示したことによる。

結果から言えば、過去の土地利用からの比較により、住居地域化する西陣地域の全体像が

浮かび上がった。1990年から2010年に変容の見られた1,186箇所179,415㎡のうち、1990年に工業利用だった土地463箇所50,494㎡が住居利用へと変化した。1990年に商業利用だった土地248箇所32,489㎡が住居系利用へと変化した。そして、駐車場だった土地82箇所12,768㎡、その他利用だった土地48箇所9,854㎡が同様に住居利用へと変容した。これらを全体で見れば、上記4用途からの住居用途への変容が変化面積全体の58.8%を占めることとなった。また、工業用途からの変化を見ると全体の43.0%が工業系用途から他の用途への変容で最も多かった。なお、地区全体の面積において土地利用変容が見られた地片は約9%であった。

以上を踏まえると、西陣地域のいわゆる脱工業化が進む一方で住居地域化も顕著に進んでおり、空洞化が始まった1975年以降の変化を考えると少なくとも年間0.5%程度の土地利用が他の用途へと転換される中で工業系土地利用面積の減少が約43%、住居系土地利用面積の増加が約58%であったと小括できる（対全体地区面積割合）。

西陣地域では、中高層化に伴う近隣環境の悪化、景観の悪化、ジェントリフィケーションのネガティブな影響を想定しつつ、新旧住民の生活様式をともに考慮したまちづくり方針を模索することが求められていることなどを考察し、当該地区を活性化するためには、用途混在の特性を生かした併用住宅の土地利用モデルを模索することが今後の重要な課題であることを指摘した。

第4章では、3章の分析によって特徴的だと思われた変容タイプごとに、土地登記簿を閲覧し、西陣地域における所有権移転等の特徴を分析した。具体的には、工業から住居、商業から住居など住居系用途に変容があった地片および駐車場に変容して土地利用の有効活用が待たれている地片を取り上げた。その結果、20年間の土地利用変化調査で変化した1,186箇所から割合に応じて層化抽出した地片を34箇所として、移転年度、移転後の所有者住所などに注目して登記簿の分析を行った。

分析の結果として次の3点が要約された。第1に、併用住宅から1990年代に住宅に小開発された場合、所有権移転が建築会社を経由せず、敷地面積が平均47.3㎡として比較的狭いものが多かった。第2に、住宅への小開発の場合土地利用の変容は分筆によるものが多く、売買を通じた所有権の移転を伴っている。そして第3に、所有権の移転を伴う売買が1994年から2006年の間に集中していた。この時期は織機の急減期と一致していることから、地域産業の変化がまちの変化に繋がっているといえる。

西陣の用途混在は、住居・商業・工業系用途がバランスよく成り立ち西陣特有の魅力ある空間を生み出していた。しかし、織物産業の衰退により、空き家・空室率が高くなり、また高層マンションなどの住宅供給が過剰化する局面が出ている。衰退する織業を保護する土地利用政策ではなく、居住の需要が増加している現状を考慮した新たな土地利用政策として、農地、公園、商業系土地利用、小規模工業系土地利用など多様性を確保するための特別用途地区のような政策が必要であり、多様性を考慮した地域活性化策の一つとして、織屋建て町家の保全・再生を通じた地域文化の継承と転入者が住みやすいコミュニティ体制を構築する

ことが重要であることを指摘した。

第5章では、韓国の製造業集積地として最大規模をもつ釜山広域市の沙上工業団地（以下、沙上地域とも呼ぶ）を対象として、工場跡地における土地利用変容と用途地域制の課題について検討した。そのために、2010年までの釜山広域市の管理計画を文献収集から整理し、用途地域指定の改編過程を明らかにした。また対象地の18,293件の建物データを分析し、住居系土地利用への変容と用途地域内の容積率緩和による建物の高層化を骨子とした韓国の用途地域の指定改編の妥当性を検討した。その結果、韓国の場合、大規模な土木建築工事による景気浮上を目的として工場跡地を住居系土地利用に変容することが推進されてきた。その典型的な方法がアパート団地の建設であった。アパートとは集合住宅のことで賃貸と持ち家の2つの型があり、日本のいわゆる「マンション」に相当する。

本章での分析の結果は以下の3点に要約される。

第1に、釜山広域市沙上地域では、専用工業から準工業へ指定変更することにより、容積率増加の結果を招いた。第2に、準工業地域から2007年変更に際して住居地域に指定改編された区域は1993年以前から既に住居地域化されていた場所であり、用途地域という規制が土地利用の変容を後追いついて指定されたことを意味している。第3に、2006年まで部分的には工業系建物の建設も進んでいることから、一定の工業系土地利用需要も存在したことがわかる。

工場跡地のアパート団地開発は、著者の問題意識によれば、敷地面積の広さや不動産市場の適切な対応不在、土地利用変換に対する不明確な開発ビジョンなど、土地利用変容が容易ではなく、空き地化することも多かったため、アパート化による地価の高騰とともに、周辺工場との用途混在において想定されていなかった諸問題をもたらすことになったという。特に、工場労働者のための最小限の住宅や近隣商業サービスが減り、沙上地域への定住志向を弱める結果となり単なる住居地域化が進んでいた。この問題の対応策として、釜山広域市都市計画委員会は2003年に準工業地域におけるアパート建設禁止条例を新設した。しかしこれは、沙上地域の場合、アパート団地建設のピークが過ぎてからの話である。このような状況において、沙上地域を活性化するためには、工場労働者が居住しながら働けるための用途混在を志向する土地利用政策が必要であることを論じた。

第6章では、沙上地域の工場跡地をアパート建設によって再開発するといった釜山広域市の工業地域土地利用政策の有効性を検討するために、沙上区のアパートの価格と沙上区に居住している製造業労働者の賃金水準を調査した。

分析の結果から得られた知見は以下の通りである。すなわち、築20年以上の中古アパートの価格が最近4年間約70%上昇しており、築年の古い中古住宅ほど上昇率が高い現象が見られた。その一方で2008年から2012年の5年間に供給された比較的築年の浅い新築住宅の住宅価格上昇率が全体で平均64.2%であった。沙上地域内製造業従事者の賃金の上昇率は23.5%であることから見れば、これらの価格上昇が製造業従事者の多くを地区転出へ導いたことが推論される。

したがって、当該地域では「製造業衰退・アパート建設→職場の減少・老朽団地の住宅価格上昇→転職・人口転出」といった一連の過程を経て地域の人口が減少しているものとみられる。その理由は、工業用地を大規模アパート団地として開発する計画が工業系土地の地価上昇を招いたからである。沙上地域における製造業の生産コストを安定させるためには、工業系土地利用を維持・誘導するような政策を用いて住宅建設の一定の制限あるいは管理を行う政策が求められる。現在の工業系土地利用を誘導するために実施している工場建物を高層化する政策は床面積の確保は可能であるが、高層建物の特性のため業種が限定され、建物への過度な投資を介して賃貸料の上昇と空室化が生じ、コスト上昇といった根本的な問題を解決することはできていない。そのため、第1に公的な賃貸住宅の導入を交えた住居費用の低減、第2に多様な小規模製造業が立地しやすいよう現況土地利用の維持の2点をもって、地域内の用途混在が維持されるような土地利用策の必要性を考察した。

第7章の結論部分では、これらの各章で得られた小括を整理するとともに、政策科学の観点から、事例地域における地域地区制運用のあり方について考察を加えている。

西陣地域は「西陣特別工業地区」、「伝統産業地区」、「準工業地域」等、沙上は「沙上区長期発展計画」、「アパート型工場推進方案」、「工業分散政策」等、さまざまな公的な都市計画上の関連制度・計画が実施・策定された経過について振り返っている。

西陣地域の場合、京都市の「西陣特別工業地区」の条例化によって織物産業を保護するという政策目的は達成されず、脱工業化という大きな時代のうねりに飲み込まれる中で、住居地域化がさらに進行した。あるいは、当該特別工業地区がなければ、もっと顕著に、迅速に住居地域化していたかもしれない、という推論も可能である。住居地域化の速度を緩和するという政策効果があったのかもしれないが、それを検証する作業は本研究の枠組みを超えている。

こうした分析知見を受けつつ本研究では、指定から40年が経過してきた現在、これまでの西陣地域の歴史的特性や現代の動向に合わせた新たな特別用途地区への指定が求められるとしている。西陣地域において保存すべき価値のある要素は、職住近接、用途混在誘導、古いストックの保存など様々なものがある。それを継承するための土地利用政策の整備が必要だとしている。

例えば、京都市のいわゆる田の字地区を対象として「職住共存特別用途地区建築条例」によって定められた特別用途の規制がある。「にぎわいへの配慮」として容積率300%以上の共同住宅建設のために「住宅、駐車場、倉庫」以外の用途を3階以下に併設しなければならないとする規制である。この特別用途地区は、今後の西陣地域においても用途混在を積極的に創出していくという観点から参考にできる政策である。もちろん、運用基準は西陣地域に合ったものが別途設けられる必要があるだろうが、混在を生み出す考え方は他の地域でも参考になる点がある。

釜山広域市沙上地域の場合、一定の住宅開発が終了した後に用途地域指定改編が後追いの展開した点が示唆的であった。このことは、土地利用の変容という都市の経済活動に、

用途地域制という公共政策が追随していることを示す典型例であると考えられることから、釜山広域市における公共政策としての都市計画は、政府の主要な役割の一である適正な資源配分を全うするために、土地利用をより効率的に「予見的に」誘導する態度が求められると言えるのではないかと主張している。また、韓国の場合は、日本の「特別用途地区」のような土地利用を付加的にコントロールする規制が未成熟であると言え、今後、用途地域をより多様にコントロールするための類似規制を創出・深化させていく必要性があることを述べて研究の結びとしている。

<論文審査の結果の要旨>

I. 本研究の意義

本研究の意義は事例とした日本と韓国の別に整理して、大きく2つあると言える。

① 土地利用分析による規制の有効性検証（日本の事例）

日本は1919年に市街地建築物法及び旧都市計画法を創設し地域地区制を本格的に導入した。工業特別地区は古いものでは東京都で1950年（旧都市計画法期）に既に制定されていたが、その他青梅では1952年、八王子では1961年に制定されていた。現行法以降、大都市では名古屋市で1972年に、京都市では1974年に条例化されている。

安藤（1979）によると、特別工業地区に指定された地区は、京都市西陣地域を含めて、1976年時点で全国89都市91地区であった。そのうち、主に住居系用途地域等にかかる区域にあって、特定の伝統産業に関連する工業上の条件を緩和するもの34地区（京都市含む）、主に準工業や工業系の用途地域にかかる区域にあって、工業の条件を強化するものが66地区あったとされている（1つの地区内にも緩和条件と強化条件の双方が存在する地区があるため合計は100地区となる。安藤元夫「特別工業地区制度の実態と評価に関する調査研究」（日本建築学会論文報告集276号、pp.133-145、1979）。京都市では住居系用途地域と準工業地域への2つの地域に当該特別工業地区がかかっており、西陣織産業を保護するため住居系地域において織機の台数上限を緩和する一方で、木造長屋形式が一般的だった織屋建物の住戸間の界壁条件を強化するなど、アメとムチの双方の側面を組み合わせた制度となった。西陣地域の準工業地域においては、関連産業に付加的な建築規制をかけない形で、既存の工場の転出を防ぐ制度的枠組みを持っていた。

西陣地域と同様の条例は1979年当時、既に全国で34地区制定されているから、類似の制度を持つ自治体がまだまだ存在するということであるが、特別工業地区に関する研究は日本建築学会、都市計画学会その他関連学会をレビューしてもほんの数編しかなく、未開拓の領域となっている。

このような背景から、本研究の意義の1つ目が見出される。すなわち、地区面積の変容を計測し、権利移動の年次別分析を行ったことから得られた知見には確かに一定の新規性がある。しかしそのような分析結果の新しさは、独自の手作業から得られる当然の帰結であり、本研究の意義はそこにとどまらない。伝統産業保護育成という永続的かつ複雑な社会的課題

の解決のため都市計画に何ができるのか、というリサーチクエスションの立て方にまだまだ未開拓の研究領域があるということに気付かせてくれる点にあるのではないか。この問題は特別工業地区や特別用途地区のみならず、規制制度全般を含めて考えるべきであるが、まずは「特別工業地区」の有効性に素朴な疑問を投げかける事実を得たということであろう。

② 規制と変容のミスマッチという枠組みの定式化（韓国の事例）

研究の意義の2点目は韓国の事例分析から敷衍される。

例えば、韓国釜山広域市で見られたような、用途地域制が都市活動に合わせて後追的に改編されるという現象に類似した現象は、日本の都市計画制度では「整備・開発・保全の方針」にのっとり合理的かつ厳格に進められてきているから起こり得ない現象だ、と果たして言い切れるだろうか。1990年代後半から爆発的に発生した東京でのマンション建設による都心回帰現象が主に江東区など交通至便の工場跡地において展開し、江東区が抱える現場の苦悩をよそに政府が「規制緩和」の大号令の下、江東区が条例化した土地利用のコントロール（江東区の場合は小学校受入困難地区の制定）が数年を待たずに廃止に追い込まれていた経緯を、釜山広域市の事例から我々は想起することができるだろう。すなわち、日本と韓国という国の違いを超えて、規制と変容のミスマッチという都市問題の定式化を、独自の観点から行ったことが重要である。前半の日本の事例の部分では、規制と変容（特に規制）という枠組みを明確に打ち出すことができなかった。後半の韓国の事例において、ようやく規制と変容という分析の枠組みをオリジナルな形で定式化し得たのである。

なお、本研究が積み残した部分であるが、用途地域制に関するさらに普遍的一般的な問題について追記しておく必要がある。

用途地域制は、世界的に見れば工場分離のために1869年に北ドイツ連邦営業令が制定されたことや、1890年に東京市区改正条例・建築条例調査委員会で「3種の建築区」が提案されていたこと、そして1892年にベルリンで工業系と住居系に区分された郊外地建築令などが先行的に存在していたことが知られている。こうした世界的潮流の中で1911年には名古屋市で「商業地区・工業地区・住宅地区」の制度調査（未完了）が行われ、これらが日本の1919年の市街地建築物法及び（旧）都市計画法の「住居・商業・工業・未指定」の4用途地域制の創設につながっていく。工場が増えることによって人口増加が起きるという100余年の長い都市化の時代の中にあって、都市計画上の有用な手段であった用途地域制は、全くその役割を終えたわけではあるまいが、質の変革が迫られていることは事実である。本研究はここまで大規模な問題意識を対象にしたものではないものの、人口減少時代であるからこそ、このような古典的な研究テーマの存在意義があらためて問われる時代にあるのだと言える。

II. 本研究の課題

本研究では、実際には上述のような都市政策の歴史的経緯を十分に掘り下げ、著者自身がより現実的かつ実務的な政策論にまで到達しているかと言えば、まだまだ不十分な点が

ある。研究の技法的な分析、地理情報システムによる建物データのデータベース化と変容量の計測を主たる方法に据えた上で詳細な実証データの分析処理に相当程度の労力を割いている。特に、前半の日本の事例では分析結果をすぐれた政策論点にまで深められたとは決して言えない。制度の目的や行政上の法基盤などをよく吟味する前に、目の前のデータから分析を始めてしまうという、都市計画学にありがちな過誤に陥っている側面があることも否めない。そうした弱点を政策科学という視点から、今後も強化していく必要が残されている。

とはいえ、都市現象は人間のスケールをはるかに超えたマクロな現象であり、実証データに基づいた政策論を導出することが最も重要である。その意味で多くの実証的な知見の積み上げから、それに対応した政策的な知見を導出するという一定の学術的過程を経ており、特に実証データの積み上げ度合の深さによる研究の価値は、前半部分の政策論の甘さを十分に補うものである。

Ⅲ. 本研究の評価

以上、本研究の意義および課題を示したが、総じて、都市計画学および都市政策の分野で論じられてきた基礎に新たな知見を加えることができたと評価することができる。

<試験または学力確認の結果の要旨>

審査委員会は論文審査並びに口頭試問（2014年1月17日（金）13:00～14:00、政策科学部会議室）および公聴会（2014年1月31日（金）16:00～17:00、洋洋館955教室）を実施した。

口頭試問、公聴会における学位申請者による内容説明および質疑応答を併せて、全体として本研究の意義と課題が的確に示された。また、” Journal of Habitat Engineering and Design”（4巻1号）、立命館大学政策科学会『政策科学』（20巻2号）、日本都市計画学会論文集（48巻3号）における3編の査読付き投稿論文の刊行済を審査委員会は確認した。学位申請者は留学生であり、母語である韓国語の他、英語での査読付き学术论文を執筆しており、研究遂行に必要と考えられる外国語運用能力を有していると判断する。

以上より、審査委員会は、学位申請者に対して、本学学位規程第18条第1項に基づいて、「博士（政策科学 立命館大学）」の学位を授与することが適当であると判断する。